

第34期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

【事業報告】

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【計算書類】

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2023年2月1日から2024年1月31日まで)

DAIWA CYCLE株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続、発展していくためには、全ての取締役及び使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要であると認識しており、必要に応じ適宜コンプライアンスに関する教育・普及活動を行っております。

- i. 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めます。
- ii. 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役に報告します。また、各取締役の業務執行状況についても相互に監督します。
- iii. 取締役会は、「取締役会規程」、取締役・使用人は「職務権限規程」等の社内規程に基づく職務の執行により、権限の適正化を図ります。
- iv. 定期的実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役速やかに報告する体制を構築します。

(運用状況)

- ・リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制充実へ向けた活動を行うとともに、当社の全役員、従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。
- ・取締役の職務執行状況は、定例取締役会において報告され、併せて相互に監督しております。
- ・取締役会規程をはじめ社内規程に定められた職務権限による業務執行しております。
- ・監査部門が、コンプライアンスの実践状況を監査しています。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の社内重要書類及びこれらの情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し適切に保管及び管理する体制を構築します。

(運用状況)

- ・文書管理規程その他の社内規程を制定し、文書・情報の適切な保存及び管理に努めており、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧可能となっております。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）については、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際はリスク・コンプライアンス委員会の指示のもと、適切に対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制構築に努めます。また、外部機関を活用した与信管理や、法律事務所と顧問契約を締結し、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

(運用状況)

- ・リスク・コンプライアンス委員会におきまして、当社事業を継続する上で対策が必要な各種リスクにつきまして、対応状況を定期的に報告すること等により継続的に管理しております。
- ・法的リスクを回避するため、弁護士と顧問契約を締結し必要に応じ適宜、法的なアドバイス

を受けております。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、「取締役会規程」及び「職務権限規程」において、取締役会において決議又は報告が必要な事項を定めております。日常の職務執行については、各社内諸規程・マニュアル等へ定めており、必要に応じて規程の見直しを行うことで、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

(運用状況)

- ・取締役会は毎月、経営会議は毎週、店長会議は毎月の開催を原則として運営し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう努めております。
- ・取締役会規程をはじめ社内規程に定められた職務権限による業務執行により、効率的に職務執行が行える体制を整備しております。

V. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置します。

(運用状況)

- ・現在補助すべき使用人は設置しておりませんが、監査役からの設置要請があった場合、必要性について協議の上、設置していく方向です。

VI. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等については、監査役と取締役の協議によるものとし、補助使用人の独立性について十分留意するものとします。また、監査役は必要に応じ適宜当該使用人に対し、業務執行の報告を求めることができるものとします。

(運用状況)

- ・補助すべき使用人を配置した場合、当該使用人の人事については事前に監査役と協議を行ってその承認を得ることとし、指揮命令権等も監査役の権限といたします。

VII. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- i. 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を構築します。
- ii. 取締役は、担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
- iii. 使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令又は定款違反事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。

(運用状況)

- ・取締役及び使用人は、職務執行状況等を取締役会等の重要な会議を通じ、また、監査役の求めに応じて監査役に報告しております。
- ・重要な決裁書類及び諸会議の議事録を監査役の求めに応じ、提供しております。
- ・不正・法令違反等については、内部通報制度において、受付けたうち重要な通報内容は監査役に報告する運用を実施しております。

Ⅷ. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して前号の報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を理由として不利益な扱いを禁止し、内部通報に関する社内規程に準じた取り扱いとします。

(運用状況)

- ・内部通報制度を設け、通報者が通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう運用規程等に定めており、受付けた通報に対しては誠実に対応しております。

Ⅸ. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(運用状況)

- ・監査役が請求する費用の前払又は償還につきましては、全て応じております。

X. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、意見交換を行う体制とします。
- 監査役は、必要に応じて適宜、会計監査人及び内部監査人との情報交換会を開催します。

(運用状況)

- ・監査役全員が監査役会開催日に代表取締役との会合を定期的に行い、経営全般に亘る事項について意見交換を行っております。
- ・監査役と内部監査室、監査人との情報交換を必要に応じ適宜行っております。

株主資本等変動計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|---------------------|---------|---------|---------|-------|---------------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | 10,000 | — | — | — | 3,205,474 | 3,205,474 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 533,232 | 533,232 | 533,232 | | | — |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 6,350 | 6,340 | 6,340 | | | — |
| 剰余金の配当 | | | — | | △41,400 | △41,400 |
| 利益準備金の積立 | | | — | 2,500 | △2,500 | — |
| 当期純利益 | | | — | | 501,370 | 501,370 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | — | | | — |
| 当期変動額合計 | 539,582 | 539,572 | 539,572 | 2,500 | 457,470 | 459,970 |
| 当期末残高 | 549,582 | 539,572 | 539,572 | 2,500 | 3,662,945 | 3,665,445 |

(単位：千円)

| | 株主資本 | 純資産合計 |
|---------------------|-----------|-----------|
| | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 3,215,474 | 3,215,474 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 1,066,464 | 1,066,464 |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 12,690 | 12,690 |
| 剰余金の配当 | △41,400 | △41,400 |
| 利益準備金の積立 | — | — |
| 当期純利益 | 501,370 | 501,370 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | — | — |
| 当期変動額合計 | 1,539,125 | 1,539,125 |
| 当期末残高 | 4,754,600 | 4,754,600 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ 時価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未着商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 6～24年 |
| 構築物 | 10～45年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～10年 |

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5.0年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 商品販売及び役務の提供に係る収益認識

当社は、主に自転車やパーツ等の商品販売及び修理サービスの提供を行っております。

商品販売の主な履行義務は顧客に商品を引き渡すことであり、顧客に商品の引き渡し完了し、支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、ECサイトによる商品販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、修理サービスの主な履行義務は顧客の自転車等を修理することであり、修理が完了し、顧客による検収を受けた時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

② 長期保証サービス及びロイヤリティに係る収益認識

当社は、販売した商品に対して、有償の長期保証サービスを提供しております。当該サービスの履行義務は保証期間にわたり顧客への保証サービスを提供することであり、保証期間の経過に伴い履行義務が充足されると判断し、保証期間に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。

また、当社は、自転車やパーツ販売に関するフランチャイズ加盟店に対してフランチャイズ契約に従って、ロイヤリティを得ております。当該ロイヤリティ収入の履行義務は、契約に従って店舗運営や商品販売に関するノウハウの提供や継続的な経営指導を行うことであり、一定の期間に亘り履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | 当事業年度 (千円) |
|-----------|------------|
| 店舗に係る固定資産 | 906,328 |
| 減損損失 | 13,502 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、店舗に係る固定資産についての減損の兆候の有無を把握するのに際して、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

減損の兆候の判定は、各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が認められる店舗については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積もりは、商圏における市場環境等の影響を考慮した店舗ごとの予算を基礎としておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、減損損失の計上に伴い、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

| | |
|-----------|-----------|
| 建物 | 554,872千円 |
| 構築物 | 21,159千円 |
| 工具、器具及び備品 | 208,724千円 |
| 合計 | 784,756千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式総数の種類及び数
普通株式 2,732,600株

(2) 当事業年度末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2023年4月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 41,400 | 2,070.00 | 2023年1月31日 | 2023年4月28日 |

(注) 2023年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2024年4月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 133,897 | 利益剰余金 | 49.00 | 2024年1月31日 | 2024年4月26日 |

(注) 1. 2023年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
2. 1株当たり配当額49円には、東京証券取引所グロース市場上場記念配当12円が含まれております。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 114,900株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------|-----------|
| 賞与引当金 | 48,998千円 |
| 未払社会保険料 | 7,180千円 |
| 未払事業税 | 20,454千円 |
| 未払事業所税 | 5,251千円 |
| 退職給付引当金 | 19,645千円 |
| 建設協力金 | 2,736千円 |
| 資産除去債務 | 9,022千円 |
| 商品評価損 | 2,601千円 |
| 減損損失 | 29,149千円 |
| 繰延税金資産合計 | 145,040千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 長期前払費用 | △3,984千円 |
| 繰延税金負債合計 | △3,984千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 141,056千円 |

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の金融商品に対する取組みは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行借入による方針であります。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、クレジットカード会社等の取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金及び建設協力金は、店舗の賃貸借契約によるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、その決済時において、

流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨オプション取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先に契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、「与信管理規程」に従い、売掛金、差入保証金、建設協力金について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収遅延の恐れがある時は、担当部署が速やかに適切な処理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の実行及び管理については、「経理規程」に従い、決済担当者の承認を得て行っております。

また取締役会に対して、定期的に契約残高、時価等の報告がなされております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が毎月資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------|------------------|---------|---------|
| (1) 差入保証金 (※2) | 555,084 | 489,271 | △65,813 |
| (2) 建設協力金 | 333,616 | 313,836 | △19,780 |
| 資産計 | 888,700 | 803,107 | △85,593 |

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「貸借対照表計上額」については、最終的に回収が見込めない金額（資産除去債務の未償却残高）35,836千円を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------|---------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | — | 489,271 | — | 489,271 |
| 建設協力金 | — | 313,836 | — | 313,836 |
| 資産計 | — | 803,107 | — | 803,107 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金及び建設協力金

これらの時価は、信用リスクが僅少であるため、その将来キャッシュ・フローと国債利回り等を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 品目別 | | | | |
|-----------------------|------------|-----------|--------|-----------|------------|
| | 自転車 | パーツ | ロイヤリティ | その他 | 合計 |
| 一時点で移転される財又はサービス | 11,309,273 | 2,440,512 | — | 1,159,511 | 14,909,297 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | — | — | 18,000 | 412,345 | 430,345 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 11,309,273 | 2,440,512 | 18,000 | 1,571,856 | 15,339,643 |
| その他の収益 | — | — | — | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 11,309,273 | 2,440,512 | 18,000 | 1,571,856 | 15,339,643 |

(注) 1. 当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載しておりません。

2. 「その他」には、各種整備、修理等の付帯サービス及び長期保証サービス等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は下記のとおりであります。

(単位：千円)

| | 当事業年度 | |
|---------------|---------|---------|
| | 期首残高 | 期末残高 |
| 顧客との契約から生じた債権 | | |
| 売掛金 | 308,619 | 416,363 |
| 契約負債 | 608,906 | 688,779 |

契約負債は、商品の長期保証サービス及び引き渡し完了していない商品販売取引について、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。長期保証サービスに係る前受対価は保証期間にわたって、引き渡し完了していない商品販売取引に係る前受対価は商品の引き渡し時に収益として認識されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、370,951千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|---------|---------|
| 1年以内 | 410,312 |
| 1年超2年以内 | 210,469 |
| 2年超 | 67,997 |

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 1,739円95銭

(2) 1株当たり当期純利益 232円09銭

(注) 当社は、2023年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。